

ふくしま海洋科学館縄文の里トンネル改修に係るデザイン・施工業務 プロポーザル実施要領

1 委託業務名

ふくしま海洋科学館縄文の里トンネル通路改修に係るデザイン・施工業務

2 概要

ふくしま海洋科学館（愛称：アクアマリンふくしま、以下当館）の縄文の里トンネル改修に係るデザイン・施工業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定します。

(1) 業務の背景

ふくしま海洋科学館では、開館以来、自然環境に関わる学習の場としての役割を果たしてきました。本業務の対象エリアである「わくわく里山・縄文の里」は、平成27年に開設し、自然環境を再現したエリアと、その外周をめぐるように設置されたトンネルで構成されており、このうちトンネル部のみ来館者に開放していました。この度は令和7年7月オープンを目標とし、自然環境を再現したエリア内部に来館者が入場できるよう改修を行うとともに、縄文トンネル内部の展示を「縄文」から「福島県の生物多様性」へとテーマを変更し、生体・パネル・ハンズオン等を用いて、より詳しく生物同士のつながりや役割を学んでもらえることを目的とした施設となるよう改修いたします。

(2) 施設の現状

①敷地面積

約 633 m²

②展示構成

○縄文トンネル

里山エリアを取り囲む全長200mの通路です。ボックスカルバートを利用したトンネルで、利用者はこの通路を通りながら福島県の生物多様性について学んでいくことができます。

(3) 業務の目的

トンネル内の展示物をとおして、生物同士のつながりや福島県の生物多様性について楽しく学べる施設となるよう改修し、利用者が生きものや自然に対する興味を高める場としての機能を強化するとともに、さらなる集客増に資する施設となることを目的とします。

3 委託業務の内容

(1) 委託要件（第4項(1)から(7)）に基づく展示の設計

- ・トンネル通路（約 633 m²）のデザイン、施工

(2) 必要に応じた各種許認可及び申請手続き

- ・法令等に則した、建築確認申請、その他行政関連、消防関連等の申請

4 委託に係る要件

(1) 展示デザイン、施工の考え方

- ①福島県の生物多様性を楽しみながら学ぶことができ、独自性の高い展示手法をもって集客に資する施設をデザイン、施工することを基本的な考え方とする。
- ②単なる通路にはせず、博物館の展示場を意識した場所とする。
- ③生体展示については福島県の生物多様性をテーマとし、福島県に生息する種とする。(哺乳類、鳥類、昆虫類、両生類、爬虫類、淡水魚類とする。生体は当館で準備。)
- ④使用する水槽の数は概ね50個程度とする。(水槽は当館で準備。)
- ⑤展示コーナーを設ける場合はデザインに統一感を持たせ、コーナーごとにふさわしいものとする。
- ⑥デザインの一部には当館指定のイラストレーターを起用する。
- ⑦電気設備(照明等含む)、給排水設備は当館で準備する。

(2) 展示全体の考え

- ①生体、パネル展示だけでなく、ハンズオン展示も取り入れたものとする。
- ②年齢に関係なく興味を持ち楽しく学べる展示とする。

5 委託業務期間

契約締結の日から令和7年7月14日まで

6 委託費の上限

8,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

7 参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次の条件を全て満たした単体企業とする。

- ①過去に水族館での展示や企画展等に関する業務実績を有すること。
- ②業務の遂行上、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- ③各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始申立てがなされていない者であること。
- ⑤自己または自社の役員等が、次に掲げる項目のいずれにも該当する者ではないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者。

8 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年2月4日（火）から令和7年2月10日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書」（様式第1号）を縄文の里トンネル改修プロジェクト事務局へ電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は【委託業務プロポーザルに関する質問】とし、誤送信を防ぐため、送付した旨を電話にてお知らせください。

(3) 回答

質問に対する回答は質問者に対して令和7年2月14日（金）17時までに電子メールにて回答します。ただし、仕様等共通事項に関しては当館公式サイトに掲載します。

9 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）を以下により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年2月18日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

当財団縄文の里トンネル改修プロジェクト事務局へ郵送又は持参又は電子メールにて提出して下さい。

※持参による提出の受付時間は、9時00分から17時00分までとします。

10 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）の提出を行った上で、「企画提案書」等を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和7年2月28日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

当財団縄文の里トンネル改修プロジェクト事務局へ郵送又は持参してください。

※持参による提出の受付時間は、9時00分から17時00分までとします。

(3) 企画提案書等提出書類

- ①参加表明書（様式第2号）の写し
- ②企画提案書（様式任意。原則日本産業規格A3判横又はA4判縦とし、A3判の資料はA4サイズにゼット折とします。）
- ③経費見積書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とします。）
- ④業務実施方針（様式第3号）
- ⑤団体概要（様式第4号）
- ⑥過去に、類似の業務を行った実績を示す書類・写真等（様式任意）
- ⑦その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ⑧暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第5号）

(4) 提出部数

- ①～⑦ 7部（正本1部、副本6部）
- ⑧ 1部（正本1部）

11 企画提案書の内容

企画提案書は、以下の事項に注意し作成してください。

- (1) 本実施要領の第2項「概要」と第3項「委託業務の内容」、第4項「設計に係る要件」を踏まえ、業務に必要な、独自性のあるアイデアや技能、提案の実現性や問題解決策、その他評価の上で重視される事項等を、文章、イメージ図、配置図、断面図及び写真等により明記
- (2) 業務を効果的かつ円滑に進めるための実施体制等
- (3) 担当技術者の実績
- (4) 同種の設計業務の受注実績

12 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ③提出書類に不備があった場合
- ④委託費の上限を上回る提案があった場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑦本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑧その他、ふくしま海洋科学館が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加表明書（第2号様式）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ①参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ③提出された企画提案書等は、返却しません。
- ④提出された企画提案書等は、公益財団法人ふくしま海洋科学館情報公開規程に基づく開示の申請の対象となり、その開示・不開示の判断は、同規程第7条等に基づき行います。
- ⑤業務完了後、検査を経て、受託者の請求に基づき支払います。

13 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

下記審査会にて、当財団が定める審査方法により、業務委託予定者を選定します。ただし、本プロポーザルへの参加申込みが6者以上あった場合、プロポーザル審査委員において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する者を5者程度に選定する場合があります。

(2) プロポーザル審査会（プレゼンテーション）

①開催日時及び会場

日時：令和7年3月4日（火）

場所：ふくしま海洋科学館1階アクアルーム2（いわき市小名浜字辰巳町 50）

※時間等詳細については、後日連絡します。

※審査会場に入室できる参加者は3名までとします。

②プロポーザルの所要時間

20分程度の説明と10分程度の質疑を実施します。

③機器の使用

プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡してください。なお、パソコンについては提案者にて用意してください。スクリーン、プロジェクターは当財団で用意します。

④審査基準

ア 業務遂行能力、業務体制、受託実績業務実績

○円滑な実施が期待できる過去の十分な実績や経験、技能があるか

○スケジュール管理が的確で、きめ細かいフォローが期待できるか

イ 効果的な提案、独自提案

○当館の理念や展示方針をよく理解し提案できているか

○集客効果や教育効果が期待される提案となっているか

○業務に必要な着眼を有し、設計要件を満たした提案となっているか

○独自性のある優れたアイデアや技能を有しているか

- 提案内容の実現性に裏付けがあるか
- 問題点等の解決方法を具体的に提案されているか
- ウ 積算金額及び積算根拠の妥当性
 - 妥当で効率的・効果的な積算か
 - 当財団の予算に見合っているか

⑤提案事項の取扱い

採用となった企画提案の内容がそのまま契約における仕様となるものではなく、改めて業務委託予定者と当財団が協議して決定します。

⑥通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、全提案者の名称及び評価点を当財団のホームページ上で公表します。

14 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と当財団が協議し、委託契約に係る基本的な仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容のとおり反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。

(3) その他

業務委託予定者と当財団との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

15 スケジュール

令和7年2月 3日(月)	プロポーザル実施要領の公表
令和7年2月10日(月)	17時まで 質問書の提出期限
令和7年2月14日(金)	17時まで 質問書への回答(財団より)
令和7年2月18日(火)	17時まで 参加表明書の提出期限
令和7年2月28日(金)	17時まで 企画提案書等の提出期限
令和7年3月 4日(火)	プロポーザル審査会
令和7年3月 7日(金)	審査結果の通知

※委託契約に係る基本的な仕様を確定した上で契約を締結します。

16 問合せ先及び各種書類の提出先

〒 971-8101 福島県いわき市小名浜辰巳町 50

公益財団法人ふくしま海洋科学館

縄文の里トンネル改修プロジェクト事務局 上原 吉村 永山 仲山

電 話 : 0246-73-2538

F A X : 0246-73-2526

E-Mail : amf@aquamarine.or.jp